

香川高等専門学校合宿研修施設「和敬館」使用細則

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校合宿研修施設「和敬館」運営規程第6条に基づきこの細則を定める。

(使用の範囲)

第2条 和敬館の使用は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 学生の合宿
 - 二 学生又は職員の研修及び集会
 - 三 学生の特別教育活動
 - 四 その他校長の許可した場合
- 2 学生が使用する場合は指導教員が参加して指導に当たるものとする。
 - 3 学生の使用は原則として5名以上の団体でなければならない。
 - 4 合宿以外の使用は原則として19時までとする。

(使用の手続き等)

第3条 和敬館の使用を希望する者は、使用開始日の5日前までに、別紙和敬館使用許可願を学務課を経て校長に提出しなければならない。ただし、使用しようとする者が外来者の場合にあつては、代理（本校職員に限る）の者において使用許可願を提出することができる。

- 2 前項の和敬館使用許可願の記載事項に変更が生じた場合は速やかに校長に届け出て承認を受けなければならない。
- 3 校長は、前2項により、和敬館の使用及び変更事項を認める場合は、和敬館使用許可書を交付しなければならない。
- 4 使用を許可された者で、使用料を納付しなければならない者は、別に定める使用料を使用前に管理課に納付しなければならない。

(鍵の取扱い)

第4条 使用者の鍵は学務課で保管する。ただし、勤務時間外及び休日は当直者が保管する。

- 2 鍵の受渡しは指導教員及び使用責任者が学務課と行い、使用を終了したときは使用した設備、器具等を原状に復し学務課の点検を受けなければならない。
ただし、勤務時間外及び休日は当直者で行わなければならない。

(使用上の注意)

第5条 和敬館の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 合宿期間中は指導教員が宿泊し、学生の指導監督に当たること。
- 二 本校学生の合宿に際しては各自の寝具を持参すること。
- 三 施設、設備及び備品は大切に取扱うとともに許可なく移動させないこと。
- 四 火気の手扱いについては、十分注意すること。
- 五 秩序を乱し、他人に迷惑になるような行為はしないこと。
- 六 備付け以外の電気器具等は使用しないこと。
- 七 電気、ガス及び水道の使用に当たっては極力節約に努めること。
- 八 保健衛生には十分留意すること。
- 九 使用後は必ず室内の清掃、備品類の整理・整頓、火気の点検、消灯及び戸締まりを厳重にすること。
- 十 施設、設備及び備品を破損したときは、直ちに学務課に届け出ること。
- 十一 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は他の者にその一部若しくは全部を転貸してはならない。
- 十二 その他、使用に当たって特に指示されたこと。

(弁償責任)

第6条 使用者が故意又は過失により施設、設備及び備品を破損、若しくは紛失した場合は、使用者の責任において弁償しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。